

編集後記

▼お正月明けの19、各紙は一面に大きな見出しで、本島・長崎市長銃撃事件と伝習庭訴訟最高裁判決を報じました。

▼三教論全面改訂、教科書の使用義務認める、指導要領法的性格、三教論処分対象の教育Ⅱ暴力や学校破壊を奨励・日本史の授業で教科書使用せず・考査実施せず一律60点・生徒に「共産党宣言」のレポート提出させる（産経）、君が代・日の丸に影響？権力介入範囲拡大（学テ判決を引用する形をとっているが趣旨は違う。牧柱名・東大教授）、相互の批判から正せ（三人の教師の授業についてはいろいろな意見もあるう。教育内容の問題は、教職員や父母らの相互批判の中から正されていくべきだ。山住正己・都立大文学部長）：見出しいくつかの羅列です。▼見出しで、ある程度内容を推察することは可能ですが、詳しい内容と論理の展開を知ることではできません。本誌26号の伊藤宏氏の論文はそれらを法律的に解明

し、「論理の点においてきわめてずさん：慎重な対応は求められるとしても、それ以上に萎縮してしまう必要はない」と述べていることは重要な指摘です。

▼財政不如意、稿料は掲載誌二冊でご容赦願っている次第。筆者の方々、読者の方々に満腔の敬意と謝意を表して、今年最後の編集後記の筆をおきます。

若月 又次郎

▼新潟でもすでに「『子どもの権利条約』批准促進にいがたの会」が発足し活動を始めました。また、「子どもの権利条約」についての勉強会をしたいという声も、県内のあちこちから出始めています。▼ジュネーブ宣言（一九二四年）以来の「人類は児童に対して最善のものをあたえる義務を負う」べきだという思想が、ようやく国民的意図に到達しつつあるという意味で、歴史的にもきわめて画期的なことだと思われれます。そこで、「いじめ」や「落ちこぼれ」などの言葉がまだまだ根強く生きる新潟の現実をふまえ、「子どもの人権」について改めて考えて

みたいと思ひ、本特集を組みました。

▼巻頭の八木論文「にいがた県民教育研究所の新しい段階とはなにか」は、設立七年目を迎えた研究所の現況を総括的に整理し、特に研究活動の側面から、研究所のこれからの指針を提起したものです。みなさんからも感想や意見をお寄せいただければ有り難いと思います。

▼諸般の事情で本号の発行がほぼ一か月遅れてしまいました。深くお詫びいたします。

片岡 弘

にいがたの教育情報 No.27

1990年12月20日発行

編集・発行 にいがた県民教育研究所
 行人 長崎 明
 新潟市東中通1-86 山崎ビル2F
 〒951 電話(025)228-2924
 振替口座・新潟4-12332
 印刷所 (有)あかつき印刷所
 長岡市新産4-4-7

本誌内容の無断転載を禁じます。